

川越市「おくやみハンドブック」の官民協働発行に関する公募型プロポーザル実施要領

「おくやみハンドブック」の官民協働発行业務における協働発行业務者を選定するための公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

1 目的

遺族の負担軽減を図るため、亡くなられた方に関する手続や窓口、必要書類等をわかりやすくまとめた「おくやみハンドブック」を、官民協働事業として作成する。

2 協働事業の内容

- (1) 事業名称：おくやみハンドブックの官民協働発行
- (2) 協 定：市と協働事業者は、本件事業の実施に関する協定を締結するものとする。
- (3) 事業期間：協定を締結した日から、令和10年6月30日まで。
- (4) 配布期間：令和9年7月1日から、令和10年6月30日まで。（発行部数6,000部）
- (5) 費 用：冊子には、仕様書で指定する条件に沿った広告を掲載するものとし、広告料を冊子の作成費用に充当することにより、協働事業者は、市に対し、無償で冊子を提供するものとする。
- (6) そ の 他：仕様書のとおり

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び川越市暴力団排除条例（平成24年川越市条例第32号）第3条第2項に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (3) 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置等を受けていない者であること。
- (4) 川越市が賦課徴収するすべての税について未納がない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 過去5年間で同種の業務を実施した実績を有する者で、発行実績が10以上あること。
- (8) 国または他の自治体との間で、当該事業と同種の事業に関して、係争中又は事業遂行にかかる問題点を解決していない者でないこと。
- (9) おくやみ手続きに関する専門的知見やノウハウを本冊子に活用できること。

(10) 広告事業者の募集に関しての一切の業務を受託者が行えること。

4 参加方法等

プロポーザルに参加する者は、次の書類を持参又は郵送により提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 公募開始 令和8年10月16日（金）

(2) 提出書類

提出書類	部数
a. 参加申請書	1 部
b. 会社概要	6 部
c. 実績調書	6 部
d. 業務実施体制調書	6 部
e. 納税証明等申請書兼証明書 ※「市税」に未納がないことの証明書 (受付日前3か月以内に発行されたもの：写し可)	1 部
f. 企画提案書 ※ A4 版・20 頁程度とする。 ※ 仕様書の内容をふまえて作成すること。 ※ <u>企画提案者が判別できる事項について記載しないこと。</u>	6 部
g. 既刊作品 ※ 2 点までとする。	6 部

(3) 提出期限：令和8年11月13日（金）午後4時30分（必着）

(4) 提出先：〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1 市民部市民課

5 質疑応答について

(1) 質問期限：令和8年10月30日（金）午後4時30分（必着）

(2) 質問方法：質問票に質問事項を記入の上、電子メールにて送付すること。

未到着を防止するため、送付後電話連絡をすること。

面談や電話での質問は原則受け付けない。

送付先アドレス：shimin★city.kawagoe.lg.jp

(送信する際は、★を@に置き換えてください。)

連絡先：049-224-5742（市民部市民課）

(3) 回答方法：令和8年11月6日（金）午後5時までに、参加申請書を提出した全てのものに対し、質問内容及び回答を電子メールで通知する。

6 審査について

(1) 審査方法

- ・本公募型プロポーザルは、参加者1者以上で成立する。ただし、1者であっても審査を実施し、審査基準に満たない者は失格とする。
- ・審査にあたり、本市職員で構成された審査委員会を設ける。
- ・審査について、企画提案書等を基にした書面による審査を実施する。

(2) 審査基準

- ・以下の審査項目1～4について、審査委員の平均点を算出し、これを項目点とする。
- ・項目点の合計点（50点満点）の最も高い参加者を事業実施候補者に選定する。ただし、合計点が25点以下の者、又は審査項目のうち一つでも項目点が5点未満の者は失格とし、審査対象から除くこととする。

審査項目	審査の観点	配点
1 読みやすさ	・ 字体、文字の大きさ、文字量などが適当である。 ・ 色覚バリアフリーに配慮している。 ・ 見出しや項目のデザインに規則性があり、全体で統一されている。	15点
2 企画・提案	・ 死亡・相続に係る手続は多岐に渡り、手続の全体像も見えづらく遺族の負担は大きい。遺族の負担軽減を図るため、情報の検索が容易にでき、知りたい情報がどこに書かれているかすぐに分かる紙面構成の提案がされている。 ・ 行政情報等の理解を深める工夫がされている。 ・ 上記以外で優れた提案がある。	15点
3 広告	・ 広告を審査するための独自の基準を持つなど、掲載にあたっての基準が明確であり、広告が法令などに適合しているかなどについて、調査する体制が整っている。 ・ 掲載した広告に何らかの法令違反や記載誤りが発見された場合、速やかに対応する方法などが準備されている。 ・ 行政情報部分と広告部分が明確に区分され、広告の配置が適切である。	10点
4 運営体制	・ 他自治体との十分な実績があり、情報誌作成のためのノウハウをもっている。 ・ 正確かつ充実した情報誌とするための運営体制が整っている。 ・ スケジュールが整備され、内容作成及び校正作業に十分な時間が設けられている。	10点

(3) 事業者の決定

- ・最も合計点の高かった参加者を事業実施候補者として選定する。
- ・審査基準に満たない参加者は失格とする。
- ・事業実施候補者が辞退した場合は、次順位の者を新たな事業実施候補者として選定する。
- ・協働発行事業者として選定された者は、市が指定する期日までに指定の様式により、川越市が賦課徴収するすべての税について未納がない者であることを証する書類を提出する。
- ・審査結果は各参加者に文書で通知する。

7 協定について

- (1) 審査結果通知後、速やかに協定を締結する。
- (2) 企画提案書に記載された事項は、履行を確約したものとみなす。ただし、本事業の目的を達成するために修正すべき事項があると市が判断した場合は、協議により項目の追加、変更、又は削除等を行うことができる。
- (3) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は協議により定める。